

入札公表

一般競争入札について次のとおり公表します。

令和6年5月13日

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会
会長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

みんなの川崎祭交通規制に伴う一般交通影響解析業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区砂子1丁目ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年7月31日

(4) 業務概要

市制100周年記念事業「みんなの川崎祭」の実施にあたっての交通規制に伴い、道路への影響把握のための交差点解析等を行うものです。詳細は別紙「特記仕様書」によります。

2 入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間に、本市又は他官公庁において、同種の業務の契約実績を有すること

3 一般競争入札参加申込書等の提出

(1) 提出先及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎11階

川崎市総務企画局シティプロモーション推進室 市制100周年記念事業推進担当 中村・長瀬

電話：044-200-1217

電子メール：17skinen@city.kawasaki.jp

(2) 提出書類のダウンロード及び提出書類

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会公式WEBサイトもしくは川崎市公式ウェブサイトの当該ページからダウンロードした「一般競争入札参加申込書」、「2(4)の契約実績等を証する契約書の写し等」を提出する。

(3) 提出期間

令和6年5月13日（月）から令和6年5月17日（金）17時まで

(4) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合も令和6年5月17日（金）17時必着）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加申込書の記載のメールアドレスあてに、令和6年5月20日（月）までに、参加資格確認通知書を送付します。

5 特記仕様書に関する質問・回答

次により特記仕様書の内容に関し、質問することができます。なお、特記仕様書以外の質問は受け付けません。また、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した者以外の質問には回答しません。

(1) 質問書の様式

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会公式WEBサイトに掲載した「質問書」の様式により提出してください。

(2) 質問書受付期間

令和6年5月20日（月）から令和6年5月22日（水）17時まで

(3) 質問書提出先

ア 電子メール

提出先 17skinen@city.kawasaki.jp

（電子メールで送付した場合は、送付した旨を「3(4)提出場所に記載された電話番号」に電話にて御連絡ください。）。

イ 持参

提出先 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室市制100周年記念事業推進担当

(4) 質問への回答

一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に対し、令和6年5月23日（木）までに、電子メールにて回答します。なお、回答後の再質問は受付しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

- ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の 10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札日時・場所

日時 令和 6 年 5 月 2 7 日（月） 1 5 時

場所 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎

（詳細な場所は、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した者に別途連絡します。）

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第 14 条を準用した作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行う場合があります。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は、川崎市契約規則第 33 条各号に準じて契約保証金の納付を免除します。川崎市契約規則第 33 条に該当しない場合は、契約保証金として契約金額の 10% を納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成 必要

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(3) 本公表資料に定めるもののほかのことは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等を準用します。